

「南砺市行政改革大綱（案）・第3次南砺市行政改革実施計画（案）」
のパブリックコメントの結果について

「南砺市行政改革大綱（案）・第3次南砺市行政改革実施計画（案）」について意見を募集（パブリック・コメント）したところ、その結果は下記のとおりでした。

1. 募集案件「南砺市行政改革大綱（案）・第3次南砺市行政改革実施計画（案）」
2. 募集期間（20日間）
令和2年2月6日(木)から2月25日(火)まで
3. 閲覧場所
 - (1) 市ホームページ
 - (2) 各行政センター、中央図書館、地域包括ケアセンターの情報公開コーナー
4. ご意見の提出方法
 - (1) 直接持参（各行政センターへの提出も可）
 - (2) 電子メール
 - (3) 郵送
 - (4) ファクシミリ
5. 提出されたご意見（件数）
 - ・個人1件（電子メール1件）
6. ご意見の内容
別添のとおり
7. 市の考え方
別添のとおり

「南砺市行政改革大綱（案）・第3次南砺市行政改革実施計画（案）」に対する市民の皆さんから提出されたご意見と市の回答について

令和2年2月26日

市長政策部 行革・施設管理課

令和2年2月6日（木）から令和2年2月25日（火）まで「南砺市行政改革大綱（案）・第3次南砺市行政改革実施計画（案）」について、市民の皆さんから広く意見を募集（パブリック・コメント）したところ、期間中に寄せられたご意見は1件でした。

ご意見の内容と市の回答を公表します。

南砺市行政改革大綱（案）・第3次南砺市行政改革実施計画（案） についてのパブリックコメントの結果と市の回答

令和2年2月6日（木）から令和2年2月25日（火）まで実施した「南砺市行政改革大綱（案）・第3次南砺市行政改革実施計画（案）」についてのパブリックコメントにおいて、期間中に1件（1人）のご意見をいただきました。

ご意見の内容と市の回答は次のとおりです。

受付順	ご意見	市の回答及び対応
1	第3次南砺市行政改革実施計画(案)の表紙に「令和2年 月」とあります。令和2年のいつ頃に策定となるのか分かりませんが、P1の窓口業務等の民間委託の「指標(目標値)」欄に、「(市民センター業務数)」とあります。現在、行政センターという名称を市民センターに変更するため、条例廃止と条例制定のパブリックコメントが募集中であり、3月定例議会の承認により、令和2年7月1日から「市民センター」となります。この計画の策定承認日は、いつ頃なのでしょう。もし、令和2年7月前まででも、「市民センター」という名称を使用して良いのでしょうか？	ご指摘のとおり、行政センターが市民センターへ変更となるのは令和2年3月定例議会議決後であるため、「市民センター」という名称で表示するのは不適當であることから、「市民センター業務数」を「(仮称)市民センター業務数」へ変更します。